

反社会的勢力排除に係る誓約事項

当社は、事業費の受給に当たって、また、本事業の実施期間内及び完了後においては、当社の代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員等（以下、「役員等」という。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （２）役員等が暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営若しくは運営に実質的に関与している
- （３）役員等が暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している
- （４）役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している
- （５）役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している
- （６）役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している
- （７）役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している

以上